

館林市館林東西駅前広場連絡通路広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、館林市広告掲載基準要綱（平成19年館林市告示第114号。以下「広告掲載要綱」という。）に基づき、館林市が管理する館林東西駅前広場連絡通路（以下「連絡通路」という。）に掲出する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の可能な範囲等)

第2条 市は、連絡通路に、市政情報の妨げや誤解の生じない範囲で、広告の掲出を行うものとする。

2 広告は、企業や事業所、商店等の広告とし、本市の広告媒体としての連絡通路の品位、公共性及び公益性を妨げないもので、市民に不利益を与えないものとする。

(広告の掲出)

第3条 広告の掲出は、連絡通路とする。その種類は「ポスター」及び「看板」とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(広告の規格等)

第4条 掲出する広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1)ポスター 縦 103.0cm×横 72.8cm (B1判) 以内
- (2)看板 縦 103.0cm×横 145.6cm (B0判)

(広告の掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は、1か月を単位とし、4月1日から翌年3月31日までの間とする。

(広告料)

第6条 1区画の広告料は、別表のとおりとする。

(広告料の免除)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告料の全部又は一部を免除することができる。

- (1)国又は地方公共団体等が公共目的のため、連絡通路の使用をするとき。
- (2)前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(広告の申込み)

第8条 掲出を希望するもの（以下「希望者」という。）は、館林市館林東西駅前広場連絡通路広告掲出申込書（別記様式第1号）に必要な書類等を添付して、申込みものとする。

2 市内に住所（所在地）を有しない希望者は、市町村税の納付状況（直近1年度分）を確認できる書類を提出するものとする。

(広告の掲出決定)

第9条 市長は、前条による申込みを受付けたときは、広告掲載要綱第10条の規定に基づき、広告審査委員会からの報告を受けた上で、当該広告掲出の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果を、館林市館林東西駅前広場連絡通路広告掲出決定通知書（別記様式第2号）又は館林市館林東西駅前広場連絡通路広告掲出広告不掲載決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(広告料の納付)

第10条 広告の掲出の決定を受けた者(以下「広告主」という。)広告主は、掲出期間の広告料を指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

2 広告料の納付が確認されるまで、広告の掲出はしない。

(広告の掲出順位)

第11条 広告の掲出順位は、原則として申込順とする。

2 前条による広告料の納付が遅れた場合には、納付日を申込日とみなし、掲出を決めるものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告の製作、脱着の費用は、広告主が負担する。

2 広告の掲出にあたっては、広告主は安全性に配慮しなければならない。

3 掲出中に起こる広告の劣化及び第三者が行った広告物の破損等は広告主の責任において修復する。

4 脱着時、施設に損害を与えた場合は、広告主の責任において修復する。

(広告料の返還)

第13条 納付した広告料は原則として返還しない。ただし、次の場合は広告審査委員会において審査し、納付済みの広告料を当該広告主に返還することができる。

(1)市の都合により掲出ができなくなった場合

(2)広告の掲出形式が著しく変わり、広告主の掲出意図に沿わなくなった場合

(3)その他、広告主の責に帰さない理由により、市が広告掲出を取消した場合

2 前項において広告料がすでに納付されている場合には、掲出決定期間のうち、1日も掲載されていない月の広告料について返還するものとする。ただし、利子は付さない。

(広告の掲出取消し)

第14条 市長は、行政運営上支障があるとき又は広告主が指定の期日までに広告料を納付しなかったときは、館林市館林東西駅前広場連絡通路広告掲出取消通知書(別記様式第4号)により、当該掲出を取消することができる。

(広告の掲出取下げ)

第15条 広告主は自己の都合により、連絡通路の広告掲出を取下げようとするときは、書面により申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲出を取下げた場合は、納付済みの広告料を返還しない。

(広告内容の変更)

第16条 広告主は、広告の掲出期間が複数月の場合、当該広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、市にあらかじめ協議するものとする。

ただし、広告内容の変更において、第9条第2項における掲出の決定を受けた広告内容と趣旨が同様で、デザイン等のみを変更する軽微な変更の場合は、審査委員会の審査は不要とし、所管部局で広告内容の変更を許可できるものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は平成21年12月10日から施行する。

この要領は平成25年 5月 2日から施行する。

この要領は平成25年12月20日から施行する。

別 表 (第6条関係)

広告の種類	期間	広告料 (税込)	備考
ポスター (B1判以内) 1区画	1か月	8,000円	
	6か月	40,000円	1か月分を割引
	12か月	80,000円	2か月分を割引
看 板 (B0判) 1区画	1か月	24,000円	
	6か月	120,000円	1か月分を割引
	12か月	240,000円	2か月分を割引

(備 考)

- 1 広告料は消費税及び地方消費税を含む。
- 2 上記以外の広告を掲出する場合には、別途協議とする。